

平成30年度第3回東久留米市地域自立支援協議会

平成30年11月1日

**【地域支援係長】** それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。これより、平成30年度第3回東久留米市地域自立支援協議会を始めます。

本日は、福祉保健部長が、他の公務のため欠席となっております。

それでは、まず初めに資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。

一番上にありますのが本日の次第です。続きまして、資料3-1「平成30年度第1回住みよいまちづくり部会報告」です。資料3-2「平成30年度第一回相談支援部会報告」です。最後に、資料番号は振っておりませんが、「子どもの偏食勉強会」というチラシを配付しております。

配付資料は以上です。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、会を進めるに当たっての注意事項です。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際は着席のままで結構です。手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どちらの方の発言かわかりにくくなります。お一人ずつご発言いただけますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

それでは、村山会長、よろしく申し上げます。

**【会長】** よろしく申し上げます。村山です。

では、次第に沿って進めさせていただきたいのですが、磯部委員がまだ到着されていないので、部会報告の住みよいまちづくり部会と相談支援部会の順序を入れかえたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは資料3-2の相談支援部会報告からお願いしたいと思います。部会長、高原委員、お願いいたします。

**【委員】** 高原です。本年度の第1回目の相談支援部会を10月2日に行いまして、その報告をさせていただきたいと思います。

午後2時から4時まで市役所の2階の会議室で行いました。出席者は報告書に記載のとおりです。なお、リカバリーハウス施設長の竹内さんは、今回初め

てのご出席ということで、できれば今後も部会のメンバーということで出席していただければ思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

内容としては、最初に第1回自立支援協議会の報告を行いまして、それから、施設代表者会相談支援部会の小林さんから、相談支援部会の報告をしていただきました。ここに書いてあるように、顔の見える連携を目的として開催されているということですか、内容的には月1回、現状報告や意見交換、今年あった報酬改定の内容の確認なんかをされたり、あと、ケース検討、勉強会を今後実施していきたいというような報告でした。

3番目としまして、清瀬特別支援学校の卒業生の報告をされまして、生活介護を希望されている方は市内の作業所で受け皿がないということで、かなえが女性が可能かどうかということですか、他卒業生は、全て市外の方というご報告でした。

4番目ですけれども、今回第5期障害福祉計画、第一期の障害児福祉計画が今回でき上がったのですけれども、そのアンケート調査が昨年されておまして、平成29年12月に印刷されました「障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査報告書」内の、アンケート調査の結果について検討をしました。

その報告書の33ページから38ページに、重要ということで問18と問19について輪読をしまして、重要と思われるところについての意見交換を行いました。

まず、問18のほうですけれども、日常生活で困っていることはありますか、という質問に対しまして、その設問の結果の数値的なものも一応見ていただきましたけれども、あとその他の内容ということで自由記述がありまして、その中にちょっと特徴的なものとしましては、もっと東久留米市の力でグループホームを幾つかつくっていただきたいという、これ34ページの右側のほうに書いてあります。それからグループホームにあきがないということ、36ページの左側のほうに出ております。

そういうグループホームのことにつきましては、高齢のアルコール依存の方が高齢に多いということですが、家に帰ったらすぐ飲んでしまうので、なお、二人部屋が有効だという、これは竹内さんのほうからのご意見でした。それから、グループホームが足りないということですが、グループホームではなくて、むしろひとり暮らしをしたい人もおられるということで、その場合、行政や事業所がどう支えるかが課題だというご意見がありました。施設の場合には本人同意が必要ですが、知的の方の本人同意ということは結構難しい点があるということですか、ひとり暮らしの場合ですと、お金に関

するトラブルが発生することもある、悪い仲間にかかわることもあったり、また、グループホームでも同様なのですけれども、注目されない事からリストカットやアルコールに走る場合もある、ひとり暮らしはさらに大変だという報告もありました。

次に、障害の理解ですけれども、アンケートに書かれていますこととしては、躁鬱の理解がないということですか、子育ての相談に行ってもカウンセラーの人が健常者なので障害者の気持ちがわからず、相談に乗ってもらえないということですか、外見ではわからない障害なのであえて周囲に話したり知られたくない。うわさ話の多い住宅地で実際にうわさされている、といった障害や障害者に対する理解の指摘をされているものがありまして、これは障害に対する理解の低さというのは、知的と精神の障害の種類の違いもありますし、なかなか難しい問題だということで、学校の教育ですとかありますけれども、啓蒙というのは結構難しいということですか、アルコール依存に対する理解もまた、一筋縄ではいかないという、そんなお話が出ました。

あと、不安感を持っておられる方がけっこうおられるということがわかりました。不安だらけ。家族のことも自分のことも医療についても仕事もしたいのに、というご意見ですとか、金銭面の不安。今は困っていないが将来は不安、一人では生きられない障害であり、誰かのサポートがない限り生きられない、という。その後も続きますけれども、そういったメッセージもありました。

それに対しまして出た意見としましては、30～40%ぐらいは健常者でも不安があるのではないかということ、相談支援でその希望を持ってもらうというようなことはできないのかということですか、お金がないという点では、経済的なものはなかなか制度の改善は難しいけれども、いろいろな制度があることを知らない方も多いという意見、制度の周知をどうすればいいのだろうかというのは一つの課題という、そんな意見が出ました。

あと、放課後等デイサービスにつきましては、放デイは充実してきて、何とかパートはできているが、子供が卒業して18歳になったら利用できなくなる。重度の子をずっと8年介護してきて、先の見通しもなく、精神的にも身体的にもぼろぼろです。働く自由さえも奪われるのかと思うとつらいです。普通の暮らしがしてみたい、というご意見がありましたけれども、その放課後等デイサービスを終了後の問題というのがありまして、親御さんが働いている人が多いということ、18歳以降は使えない、ということ。事業所で自費で延長しているところもあるという状況です。あと、人手不足という、これは事業所の側ですけれども、福祉業界で働く場をつくれぬか、人手不足を少しでも解消できないか、障害の子の母親が福祉業界で働けないか。力を持っておられるという

ところが、普通の方よりもあるのではないかというご意見が出ました。

あと、相談支援のほうですけれども、相談できるところがないという意見があります。軽度知的なので外見は普通。それに苦しんでいる、というご意見ですけれども、相談できるところがないのは大きい課題だということで、一つ、軽度の方の場合には、総合支援法ではサービスを使うことで支援が始まりますので、そのサービスを使うに至らない軽度の人の場合には、相談支援事業所でも受給者証が発行されない場合というのもあり、かかわるのが難しいということがあるということでした。相談するところがない、サービスがわからないというのは、最初に相談する福祉課の窓口の対応も大切ではないか、また、相談支援はふだん使っている事業所がいいのか、行政区のほうがいいのか、作業所や就労移行支援で、市外に行かれている方も結構多いですけれども、住まいのほうがいいのかその事業所のほうがいいのかという問題です。事務局のほうの意見は、そもそも相談支援事業所は本人が決めるべきなので、本人に選んでもらうのが基本だということ、18歳まではわかくさ学園で作成をしているということ。

あと、サービス利用の問題ということですが、作業所に通いたい希望に合ったところが見つからないという記述があります。本人の希望にかなった作業所がないということも問題ですが、作業所のほうで他の利用者に対する配慮等から、その方が希望されても利用をお断りしないといけない場合もありまして、そのようなときにご本人をどのように支援するかということが問題で、サービスがあるけれどもなかなか利用ができない、そのサービスを利用できないという問題を検討することが大事ではないかということです。

あと、言葉なのですけれども、磁気ループを設置してください、ということですか、プロヴォックスのランニングコストが多大にかかるということがありましたけれども、これは、障害、私は精神のほうでしたのでほかの障害に詳しい方がこれは知っているというような方ですか、ネットで調べたりということで、一応こういうような内容のものだということでした。

次に、問19にも行きまして、一般就労でどういう支援が必要だという設問につきまして、相談支援部会のほうで出た意見ですけれども、コーディネーターが難しいという実情ですとか、東久留米市の企業でも雇用を始めるところが増えているという状況ですとか、都立全体の特別支援学校の卒業生の約50%は一般企業に就職されているという、そんな状況だそうです。

就労の困難とか、相談の受け方とアドバイスというところの課題を挙げておられる方もおりまして、そもそも就労は無理だと思う、元気な人でも大変なのに。笑、ということで、就労に関してはとても考えられないというご意見です

とか、全く期待できない。行政はいつもその時期になるとこんなアンケート用紙を送ってくるだけ、という、ちょっとあきらめといいますか批判的なご意見もありました。

このような意見にどう応えるかがむしろ大事なんじゃないかということで、自立支援協議会として、委員のほうから出ました。あとは、アンケートの回収率はかなり高いほうですけれども、相談に来ないような人をどういうふうに吸い上げていくのか窓口に来られた方に対して提案型のサービスをどのぐらいやっているのか、ガイドラインというものはあるのか、申請を受けるのみなのかということの意見も出ました。窓口に来た人に対してはまず話を聞いて、それに則した対応をするというのが基本的な姿勢であるということを言われました。それから、教員の中でもA先生はやるけれどもB先生はやらないという状況もあって、その提案型サービスというものは、対応する人によっても変わってきますので、一律にはいきませんし、属人的なところがあるということです。さらに、出かけていっての相談はないのかということで、一般の商売の場合にはお客が来なければこちらから出かけていってやるというのが商売では普通だということで、そういう、今までの枠にとらわれないやり方も必要ではないかというご意見もありました。

全体的には、障害を持っている方の困難さをどこで吸い上げるのか、相談してくれたときに吸い上げたとしても、それをどうやって返していくかということになるかなということですか、あとは、意思決定支援はどういうふうに、ご本人の意思を酌み取って行っていくかという、基本ですけれども、その難しさ、そういうところを大切に支援していかないといけないというのが全体的に言えるかなというご意見がありました。

今回は1月15日の2時から行う予定です。

ちょっと長くなりましたけれど以上です。

**【会長】** 村山です。どうもありがとうございました。

今、高原部会長からご報告いただいた内容について、特に同じ部会の方から資料の中にお名前の上がっている部会員の方もいらっしゃいますが、もし何かあれば補足や追加をしていただけますか。特によろしいですか。今の部会のご報告についてご意見、ご質問等おありの委員がいらっしゃいましたらご発言ください。後藤委員、お願いします。

**【委員】** 相談支援なのですけれども、ここで18歳まではわかき学園で作成していると。この相談支援を作成しているのでしょうか、それとも、わかきさというのは0歳児から6歳までですよ、あそこに通っている子たちは。そうすると、18歳までというのは何をわかき学園で作成しているのでしょうか

か。

【委員】 有馬です。わかくさ学園はわかくさ学園で未就学の子の支援をやって、プラス発達相談室があるので、そこで計画相談を18歳まで作成していただいています。別事業です。

【委員】 わかりました。

【会長】 ありがとうございます。ほかに、ご質問、ご意見おありの委員、いらっしゃいますか。

【委員】 ついでで、児童の計画相談はイリアンソスとか、うちの法人でもやっているの、わかくさだけではないです。

【会長】 村山です。ほか、いかがでしょうか。

【委員】 そうしますと、18歳までわかくさというのは、発達障害の方のものということでしょうか。

【委員】 多分、わかくさ学園が一般相談もやっているということだと思います。児童の一般相談です。それは行政のほうが多分わかるんじゃないかなと思いますけれど。

【会長】 実際議事録を私たちが見ているわけではないのでわからないのですが、恐らく相談するところがないとか、サービスがわからないということに対して、18歳まではわかくさ学園でも相談に乗ってくれますよ、というニュアンスで理解すればよろしいんですか、これは。

【委員】 そうですね、わかくさ学園の小林先生が、18歳まではわかくさも対応していますよ、というご発言がありました。

【会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。部会にお出になっただ方々もご発言ないですか。

【委員】 作業所に通えないといいますが、作業所の中で、利用者間での問題とかが生じて通えなくなってしまうという方がときどき、出てくるのですが、そういう人の支援というものはどういうふうにやっていくのかというのは、非常に大きい問題だなというふうに思っているのですが、そういうような点で、何か、こういうふうにして解決したとか、事例みたいなものがありましたら、ちょっと教えていただけるとありがたいと思うのですが。

【会長】 情報をお持ちの委員がいらっしゃいましたらご発言ください。小林委員、お願いします。

【委員】 めるくまー、小林です。通えなくなるケースというところで、そのケースによってさまざまな形があると思うので、一概に何とも言いようがない表現なのかなとも思います。その事業所との相性が悪かったのか、対人ト

ラブルを起こしてしまったのかでもまた違ってくると思うので、その都度その都度のケースによりけりです。こういう部会等に事例を挙げて、また検討していけばいいのかなとは思いますが。

【会長】 ありがとうございます。関連していかがでしょうか。

【委員】 私どもの作業所に通う方で、ちょっとやっぱり利用者間でのトラブルがあってやめていかれたという方がときどき出るのですけれども、あとまた逆に、こちらでだめだったけれども別のところに行って、割合と定着されている、そういう方もありまして、人間関係の場合には相手が変わると大丈夫になるというところもあって、そういうところで、こちらではだめだけれども別のところでやっけていかれるとか、また私どものほうで、ほかのところでもちょっと週2日ぐらい以上は厳しいというふうに言われた方が、こちらのほうと両方並行して通われていたというようなこともありまして、そこら辺はいろいろ工夫したり粘り強くやっけていくしかないのかなと、ちょっと思ったりもしているのですけれども。

さいわいセンターさんではそういうようなことというのはないのでしょうか。

【会長】 飯島委員、いかがでしょうか。

【委員】 飯島です。通所の部分がそんなに大きくないので、どうかなとあるのですけれども、想像すると、他の利用者に対する配慮というところで引っかかるのは、今いる人を守ろうということだと思います。うまく共存できないのかなというような気持ちはあるのですが、福祉やっている身としてはその辺、上手に何か工夫できないのかなと思います。だけど、我慢しながらというのは当然あると思うので、その部分では、お断りした後のフォローですかね、どこか違ったところと一緒に探していくということは当然必要なのかなということは意識しながら仕事はやっているつもりではいます。ここで終わりだからさよならというわけじゃなくて、そこはしっかりアフターフォローしながら寄り添うというのが必要だというのは、仕事としては当然あるかなと思います。

【会長】 熊谷委員、お願いします。

【委員】 熊谷です。うちの場合は幸いかどうか、どんぐりグループの中に似たような作業所がありますので、利用者の方に確認して移ることが多いです。それでも無理なときは、やはり今、高原さんがおっしゃったように、市内の作業所を見渡して、あなたが行ってみたいと思うようなところはあるとか、いろいろ問いかけて、見学に行かせていただくというような形で移っていております。結構そういう例はあります。

【会長】 ありがとうございます。個別支援であると同時に、小集団支援であるということと、あとは適応という、古くて新しい問題なのかなと思うので

すけれども、ほかにご発言ある委員、いらっしゃいますか。

今のトピックに限らなくても、その部会報告全体で構わないのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、相談支援部会の報告、一度ここで終えさせていただいて、次に、報告事項の、住みよいまちづくり部会報告について、磯部部会長からご報告お願いいたします。

【委員】 磯部です。

第1回目の住みよいまちづくり部会が10月11日2時から行われました。出席者は報告書に書いてあるメンバーです。特に、今回も防災防犯課の方に来ていただいて、今年は各地で台風や災害等あって、東久留米市職員も現地入りしたということでその実態の話を聞かせていただきました。

実はのぞみの家の隣の公園の大きな木が2本倒れまして、建物側に倒れたら多分建物がちょっと傷んでいたと思うのですけれども、逆向きに倒れたのでよかったのですけれども、台風24号では本当に災害を身近に感じたかなというふうに思っています。特に、防災防犯課のほうでの現地の話としては、避難所についてが中心でした。

その前に、東久留米の被害想定というところで、これは前回も説明していただいたので、見ていただければというふうに思います。立川断層とか、そういうことを想定してということをやっていますので、先ほど言った、現地に行った防災防犯課の話としては、避難所中心の話でした。

特に印象的なのは、避難所運営というのは、基本的に市の職員はかかわるんだけど、その被災した人たちが主体的にかかわるか、かかわらないかで随分内容が変わって、被災した人たちがかかわることによってすごく運営がうまくいくんだけど、かかわらないとなかなかやっぱり、ニーズとかが把握できなくて、不満が解決できないというような事例がありました。避難したからその人たちが避難の対象、保護の対象ではなくて、やっぱり自分たちも災害に対して自分たちの生活を守る主体者であるというようなことを、丁寧に伝えていかないとけないのかなというのを感想として持ちました。

あとは、情報保障のことでは、今、市内には夕焼けチャイムがスピーカーで流れるのですけれども、なかなか聞こえづらいという話もあつたりとかするのですが、大きさが最大ではないんですってね、今は。8分目だか、そんな感じでちょっと弱めでやっているのだけれど、災害のときはもうマックスでやるということらしいのですけれども、それ以外に、電話で放送を聞くことができると、あとはFM東久留米が6月に開設したので、災害協定を結んでやっているということで話がありました。

そういう報告はここに書いてあるので見ていただいて、意見交換としては、二次避難所の運営については、もうちょっとわかりやすく、二次避難所となっているのだけれども実際には避難所に行った後に必要な人が二次避難所、障害者施設とか保育園とかに分かれるという流れがあるので、そこら辺、防災訓練のときにできたらいいんじゃないかなというふうな話をしました。

聴覚障害のある人への対応というのは、孤立感があるのではないかという課題があり、できる限り、先ほど言った、あんしんくるめーる、防災ツイッター、J-COM専用端末等でも情報発信しているということなので、活用して訓練に参加してほしいという話がありました。

あと、住みよいまちづくり部会としては、防災訓練を通して障害のある人ない人が知り合いになるきっかけになればと考えています。具体的に取り組んでいる自治会に参加してもらおうとか、作業所利用者がかかわることで自立した障害のある人ともかかわっていくことができれば、ということで、今後も防災をテーマにしていこうと。具体的には、結構有名になった氷川台の取り組みなんかも今度見に行かせていただこうと思います。そこでは入所の施設、こぶしも参加しているという話も聞いているので、そういう訓練を見学するのも大事なかなと思います。

障害って一言で言っても幅が広いし、年齢も幅広いし、本人や家族との関係もあるということで、やっぱり障害種別で特性を考えることも大事なのですが、地域を割っていきながら、そこにどういう人たちが住んでいるのかというような、顔が見える関係を少しずつつくっていく必要があるのかなというふうに思っています。

現在、地域主催で学校を借りて防災訓練をする動きも防災防犯課を通して取り組んでいます。私のほうも調べてみたら滝山公園でやっていたりとかしていて、そのときのツイッターでは、子供たちが車椅子に乗る体験ができてよかったというような話で、市民の側から障害のある人たちに関心を寄せてきているので、やっぱりそういういいきっかけをうまく活用して、防災ということも大事なのですが、防災を通して障害のある人たちが身近にいるんだということを実感してもらえる機会にできたらいいなと思っています。

特に、東日本や熊本やなんかでの被災の中で、一番やっぱり困るのが、ふだん自立している障害のある人たちかなというふうに思っています。支援を受けている障害のある人は、私の支援に行った経験からすると、その施設で名簿があって職員が安否確認ということで回れるのですが、障害のある人でも自立して生活している人たちは、ふだんであればほんとうにわかることがいっぱいあるのだけれども、建物が壊れたりとかいつもと全然違うような状況にな

ったときの情報保障とか、見通しが持てなくなるという事実もあるので、特に自立している人たちがこういう防災にかかわることで、地域とのつながりを強めていけるような取り組みがまちづくり部会としてできたらいいのかなと。だから話し合いのテーブルだけでなく、もうそろそろ外に出ていきながら、そういう現場に足を運びながら、つなげていく役割ができたらいいのかなというふうに思っています。

今回は、今月11月に氷川台自治会の防災訓練があるので視察に行けたらいいですねということで、話し合いをしました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。今のご報告に関連して、ご意見、ご質問、あるいは部会員の方からの補足のご発言等ありましたらお願いいたします。

【委員】 磯部ですけれども、もし自立支援協議会の関係者の方たちのところの自治会で、事例とか防災とかで情報ありましたら、ぜひ教えていただけるといいかなと。私はどちらかというと新座市民なので、やっぱり市が違うとなかなかやっぱり、ふだんの土日の動きがなかなかつかめなくて、ぜひいろいろな地域の取り組みがわかるといいなというふうに思いますので、教えていただけるとありがたいなと思います。

【会長】 いかがでしょうか。防災に関する事例で、自治会レベルでの事例等お持ちの委員いらっしゃいましたらご発言ください。松本委員、お願いします。

【委員】 よろしいですか、1つだけ。私は内部障害なもので、ふつうの健康な人と見た目は変わらないので、僕が一番災害のときに今、気をつけていることは、薬がすぐ手に入るかどうかということ。ワーファリンという薬なのですけれど、要するに特殊な薬ですから、そこら辺の薬局では置いてなくて、私は寝るときに10日分は枕元に置いてすぐ持ち出せるように、眼鏡と携帯電話と薬と、これだけは持ち出せるように、お金なんかも必要なのかもしれないけれど、とにかく生きてないといけないので、乱視なもので眼鏡ないと見えないので、それだけは気をつけているのですけれど、その薬がとにかく手に入るかどうかというのがやっぱり一番心配ですね。

【委員】 保健所の橋本です。薬については、被災したときに薬剤師会のネットワークで薬剤師会がそれを確保して、市のほうにお届けできるような体制を、市役所の健康課さんかな、そこの部署と協定的なものを結ばれていて、そこから配られるはずですが。そのような体制にはなっています。ただ、保健所対応している難病の方、松本さんとかもそうだと思いますが、そういう方はやっぱり、特殊薬を持っている方が多いので、そこについては、日ごろから主治

医とご相談をしていただき、余分な処方を受けていただくということをお願いしているところです。が、それが難病申請のときとか、障害手帳の申請のときに皆さんに情報としてお渡ししているかが、ちょっと心配です。

【委員】 僕は、前の病院のときは、薬は最高8週間までしか出さないというんで、56錠しかくれなかったんですよ。だから余るものなかったのだけど、病院をかえたら、必ず60錠分くれるんです。要するに2カ月。それを10日分は必ずとっておくようにしているのですけれど、医師法で決まっているかどうかわからないんだけど、とにかく最初のときはぴったりしかくれないと。それでも飲み忘れがあるから忘れるとたまるんだけど。そこですよ。ですから、医者で特殊な薬は2日でも4日でも多めに処方していただければ助かると思います。

【会長】 磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。ありがとうございます。それは、松本さんとしては、災害用のための薬というのは認識はされていますか。

【委員】 いるんです。

【委員】 それはもう認識されている。

【委員】 だから10錠、要するに7種類。

【委員】 医者から言われて。

【委員】 医者から言われなくて。要するに自分が。

【委員】 自分が判断していると。

【委員】 飲まなかったら3日ぐらいでアウトになりますよ、って言われているから、だから1週間分は最低ないとだめなので、10日分はためています。

【委員】 磯部ですけれど、橋本さんが心配しているのは、それがちゃんと伝わっているかどうか、と先ほどちょっと言ったのですけれども、なかなかそこは把握は難しいんですか。薬の難病患者の方の予備薬というのがなかなか伝わってない状況があるかもしれないということ……。

【委員】 保健所、橋本です。東京都では都民の方全てではないですが、黄色い東京防災という冊子をお配りして、平常時から災害が起こって3日ぐらいはこの方法を駆使して暮らしてくださいというものをお渡ししているのですが、それに加えて、障害があると難病の方であればその特殊薬を主治医の先生と相談をして、発災したとき分、1週間分余分にもらうか、もしくは余らせて受診して、いつも手元にはその分量がある、早めに来ましたとあって、7錠分ぐらい残してとか、いろいろやっているはずなんです。

【委員】 知恵使ってるんだ。でも使えない人いるよね。

【委員】 知恵使ってるんですが、そういう、薬は多めにもらってください

とか、キープしてくださいということを全ての難病の人向けにチラシ等書いているかということ、書いてはいない。それは難病の方ですけど、多分障害の方でも精神の方でも、もしかしたら、なかなか得にくい薬がある方もいるかもしれないから、そういうふつうの都民向けのものに加えて、障害があるからこそ注意をしたほうがいいことはこういうことだよ、というのをきちんとお伝えできるといいなと思ったのですが、今、全てをやっているわけではないと。

【会長】 武藤委員、お願いします。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤です。本校では、宿泊防災訓練等を年1回やっておりまして、そこで全員が宿泊をして、非常食を食べます。知的障害の学校で1度の子から4度の子まで参加しました。薬に関しては、小中高の在籍生徒については、災害時薬という形で何日分か確認しないとわからないのですが、そういった形で在校生の分については対応できるようにしています。もし災害があった場合、もしくは宿泊した場合は、災害時薬をあらかじめ保健室が集めて処方するというか対応するという形をとっております。宿泊防災訓練で、高等部2年生が対象でやっているのですが、やはり軽度の子から重度の子まで一緒に布団じゃないところで寝たりとかすると、いつもと違う状況にとまどうなど多少の混乱ということがあります、万が一のときはやっぱりこういう状況になるというところは避難所でもありますので、やっております。

【委員】 質問いいですか、磯部ですけど。その薬は処方というのは、それぞれ、多分子供がかかっている主治医が違うと思うのですが、一応それぞれの主治医に確認をとってというやり方で。

【委員】 いえ、親御さんから提出してもらってます。更新があった場合も親御さんからかえるという形で。

【委員】 ああ、そうですか。あと、お薬手帳とかいうのはないんですか。

【委員】 ダイアアップとかいったところは、主治医の方がつけていただいていたと思います。

【委員】 お薬手帳は、お薬を薬局に届けると必ずつくってくださいと言われて、基本的には持っていることになっているんですね。

【委員】 そのコピーの写しが学校も集めているかどうかちょっと。

【委員】 そう、学校が持っていないといけないわけよ。

【委員】 ちょっと済みません、確認しておきます。確認したところお薬手帳のコピーは集めていません。

【委員】 いざというときなければね。

【委員】 そう、いざというときないと困るから。だから変な話、旅行のときも、2泊3日で行くときは薬を1週間分持って、もし台風なんかで帰れなく

なったら困るから、1週間分持って出かけています。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。小林委員、お願いします。

【委員】 めるくまーる、小林です。精神科に通院している方なんかは、例えば飲み過ぎちゃうから1週間とかしか出してくれないという方なんか、結構いらっしゃるんですよね。で、震災の当日がその1週間のときで残薬がなかったりしたときに、先ほど何か、薬剤師会の方がキープしていらっしゃるんじゃないかと、薬局から届けてくださるといふ形なんですか、そんなことをおっしゃっていたのですけれど、そのときというのはお医者さんの処方箋がなくても、例えば精神科でも分けてもらえるのかとか、例えばお薬手帳があればこういう薬を飲んでるから分けてもらえるのかというのはあるんですかね。

【委員】 保健所の橋本です。災害時、医療機関がどこか生き残っていて、あいていれば、自分のお薬手帳とか処方箋を持って病院に行って、医師の診察を受けて、そこで通常の処方箋を書いてお薬を出してもらおうということができると思います。

東久留米市は病院が少ないので、身動きできなくて避難所にいなきゃいけないくて、今日までの薬しかありませんというような状態があると、誰でもあげるといふことはなく、例えばこのエリアだと公立昭和病院とか東京病院とか多摩北部医療センター、佐々総合病院などが災害の拠点病院になっているので、そこが耐震があるはずなので、その災害拠点病院の前に、災害拠点病院に入っているかどうかという振り分けるスペースができますので、そこへ行って、薬がないと言っていたら、そこで振り分けられて薬だけが出ることもあるかもしれない。

もう一つは、東久留米市で健康課などに救護所を建てられたり、お医者さんが集まって救護所を建てたときに、災害時処方箋というのを診察した先生が書きますので、それは救護所に来た先生とか、例えば、東京がだめで埼玉がいいということはないと思うのですけれど、埼玉や群馬から東久留米にDMAT(災害派遣医療)チームのお医者さんとかが来て、「自分は精神障害でこの薬をもらっているけれどもうないんだ」、と言っていたら、その医師が災害処方箋を書いて、3日間とか短期間処方をして、それを薬剤師会等がバックアップしている薬局から出すと。診察は絶対必要なのですけれど、災害処方箋という緊急なものを出して、お薬をもらおうというルールになっているので、一般的な薬であればそれで大丈夫だと思います。ただ、そういう体制が動き出すのが少なくとも1日とか1日半とか、そういう時間はたつので、今日の分がないというのはすごく苦しいなとは思いますが。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。関連して情報をお持ちの委員いらっしゃいましたらご発言ください。橋本委員、お願いします。

【委員】 保健所の橋本です。私、広島の上原市というところに今回、7月豪雨で15日目ごろに伺って、避難所に1週間程度いて、家庭訪問とかをさせていただいたのですが、やはり磯部さんがおっしゃっていたように、通所している方はもう15日目には通所が、水がなくても電気がなくてもそこに皆さん通所先に来て、何とかされていました。おうちにいた人たちも、おうちがつぶれない限りはそこにいました。で、近所の方が何かケアをしていたりということがありました。

あと、私たちが家庭訪問したのは、市役所が避難行動要支援者名簿に登録した人に他県から応援に来た私たちに訪問してくれという応援だったので、名簿には高齢者、ひとり暮らし、障害者と示されていて、どうやら障害者の方らしいと行って訪問に行って、何の障害かわからないけれど、ピンポンとして、大丈夫か、という活動をしていたので、障害がある方がその避難行動要支援者名簿にちゃんと載っていれば、誰かがそういうふうに行くことも可能なのかなと少し思いました。

ただ、上原でも全ては載っていなかった。そのときは、行ったときにこの近所に心配だと思っている人はいますかと聞いて、ここのうちに行くという感じでした。これ、名簿に載せるとか日ごろの住まいを知っていただくというのはとても大事なので、それを障害がある方に丁寧に一人ずつ伝えるには、例えば計画相談の方たちがお会いしていらっしゃればそういう場面があるとか、通所があればそことか、やっぱりみんな支援者、家族が知っておいて、お伝えしていただけるといいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。何かご発言おありの委員、いらっしゃいますか。

【委員】 この報告、私が報告まとめさせていただきました。今、お薬の話が出ましたが、防災防犯課のお話の中に災害時は、自助・共助・公助の順番で、自助の一つとして常備薬・特殊薬の備えをおっしゃっていました。

【会長】 ありがとうございます。磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。橋本さんが言うように、つながっていくということが大事だなというふうに思っているんだけど、なかなかやっぱり、都市部、東久留米となると、10万都市の中でいろいろな人たちがいる、障害の幅もあるし、やっぱり自分の障害をなかなか出せない人もいるしという中で、一つは障害に対する理解みたいなことも含めつつ、東久留米の市民としてつながってもらえ

たらという意味で、部会としてはそれぞれ、学校区で避難訓練があったときに、障害がある人もいるし、ない人もいるし、みたいな、そういうモデルを少しずつつくれたらいいのかなというふうに、障害の前に人であるというところを大事にしながら、災害があったときに助け合いましょうみたいな感じでやりたいなというふうに思っているのですけれども。

ただやっぱり、すぐにはなかなか難しいので、部会でもちょっと話をしたのは、団体にもまたもう一回アンケートをとったりとかし、情報を蓄積しながら、我々が外に行って、それぞれの訓練のときにまた市民にアドバイスしたりとか、できたらいいのかなというふうに、そこら辺まだまだぼんやりとはしているんですけど、そろそろ外に出かけて、つながる役割を部会でもしていかないと、今年のような災害ってまたいずれ起こるわけだし、必要なのかなというふうな感じなので、今日の皆さんの話はすごく参考になったし、また部会でも取り組みたいし、防災防犯課の人にここに来てもらって、その話も皆さんと一緒に聞くのもいいのかなというふうな話もさせていただきました。ありがとうございます。

**【委員】** 当事者団体として、災害時要支援者が約1万1,000人で、75歳以上、単身世帯・障害者の名簿を作成中だそうです。親の会は、定例会が月に1回あり、今回の台風、西日本豪雨を話題に要支援者のと登録を促しています。また、共助として、日ごろからご近所とは顔の見える関係であることが望ましいですねと話題にしています。

**【会長】** ありがとうございます。松本委員、お願いします。

**【委員】** 松本です。障害者の人って先ほどもおっしゃったように、自分が障害者であるということを表明することが非常に少ないんですよね。特に私みたいな歳になると、まず言わないんですよ。私も障害者の団体に所属していますけれど、誰が何の障害かというのは、よっぽど親しくなって、それから聞くんですけど、最初会ったときにどこが悪いんですかなんて、とてもじゃないけど聞く勇気が出ないんですよ。聞いて、まあ失礼に当たるんじゃないかというのもあって、私、滝山団地に住んでいますけれど、滝山団地でも賃貸と分譲がありますけれど、両方でひとり暮らしのお年寄りの、特に障害のある人は団地の事務局に届けていただいて、何かあったときに援助しますよという体制をつくりたいんですけど、全戸配付してそういうことやっても、申し出る人はほとんどいないんですよ。だからよっぽど仲のいい人が「どう？」って言ってくれないと、そういうことはないんですね。

だからこれ、ほんとうに共助というのが、友達づき合いから始めないといけないから、とにかくおはようございます、こんにちは、から始めないといけな

いので時間がかかるのですけれど、やっぱりそういうのはとにかく自分の目の前にいる人と友達になるという、これしかないんですね。何百人、何千人を相手にしようといったってこれは無理ですから、一人ずつが心がけて、友達になって、何かご不便なことございますか、とか何か、障害をお持ちですかとかいうような話になると思うんです。やっぱり、その辺、生活していて非常に感じますね。

【委員】 磯部です。松本さんがおっしゃるように、障害を持っているということを伝えるのってなかなか勇気もあるし、まだまだ日本の社会の中ではマイナスイメージが強いので、例えば、情報保障的な、さっき出た、市内のスピーカーが聞こえない方いませんか、とか、障害を前面に出さないで、具体的にこういうことで困っていませんか、みたいな感じにつながっていくとわかりやすいような、障害で困っているというのって、なかなかやっぱりイメージとしては広がらないのかなというふうに思うので、そこら辺また部会でも話し合いながら、もしそうやって団地の中でそういうつながり合いの動きがあるのでしたら、ちょっとご参考にさせてもらいながら我々も勉強していけたらいいなというふうに思いましたので、またぜひ協力いただけるとありがたいなと思いました。ありがとうございます。

【委員】 今、個人情報保護法というのがあって、もう非常にやりにくくなっています。ほんとうに、人の電話番号教えただけでも何かって言われちゃうぐらいですから、その辺はほんとうに大変ですよ。ですから、自治会のほうでやっているのは個人とつながって、万が一のときに親戚の電話番号を教えてくださいと、万が一のときに電話するところを。それでそれを事務所の金庫に入れておいて、それで災害のときに2人以上立ち会いであけると。そういうようなやり方しかできない。それも希望のあった人だけ。それで今度は、親戚にお願いするんですけれど、今、親戚のいない方、いわゆる天涯孤独という方が非常に増えてきまして、どこでどうなったかわからないというケースも散見するようになりました。そうすると、亡くなった後、市役所さんが手続きをしてくれて、あと片づけ屋さんが来て、その後どうなったかわからないというような状況もあります。だから、非常に行政さんとしては難しい時代になっていると思います。

【会長】 そのほかご発言ある委員、いらっしゃいますか。小林委員、お願いします。

【委員】 勉強不足で申しわけないのですけれども、先ほど、障害者の名簿作製中ということでお話をお伺いしたのですけれども、これは環境安全部防災防犯課でつくっているということなのですか。それとも、障害福祉課とかなの

ですか。災害時に何かあったときに障害者のご家庭に訪問するための名簿という認識でよろしいのでしょうか。

【福祉支援係長】 ご質問いただいた災害時要援護者の名簿作製中ということについてです。作製中というのはつくって終わりではなくて、一定期間ごとに更新していくということで、しかも障害福祉課だけでなく、高齢者その他の方、あるいは希望されて申し込まれた方もいらっしゃる中で、各課で調整をして、住民情報をまとめて、名簿を作成しています。おおむね四半期に1回ぐらいのペースで更新しています。

【会長】 松本委員、お願いします。

【委員】 松本です。数年前に一度私のところにもそういう制度があるという通知をいただきました。そのときは私、内部障害なので、特に歩けないわけじゃないし、聞こえないわけじゃないので申請しませんでした。せっかくいただいたのですけれど申請しないで今まで来ています。ですから、一応障害者で必要だと思われる方には出されたんじゃないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

【委員】 これは、自動的に、例えば手帳を持っていたら登録されるシステムなのか、それとも先ほどおっしゃったように、自分で希望して申請しなきゃいけないものなのでしょうか。

【福祉支援係長】 先ほどお伝えした内容の補足になりますが、障害者手帳を持っていても、手帳の申請に使う目的の個人情報と今回の要援護者登録の情報は目的が異なります。先ほどお話を挙げた個人情報の件もありますし、そのことについての了承を事前にいただく必要があるということで、別個にご申請いただく形になります。

【管理係長】 今、2つの制度が並行して動いている形になっていまして、1つは今ご説明しようとした従前からある手挙げ方式ということで、ご希望される方は申請書を出していただいて登録していただく。もう一つは、法律が変わった関係で、身体障害をお持ちの方、愛の手帳をお持ちの方、精神手帳をお持ちの方で、等級などによる条件に合致した人は自動的に名簿として登録されるという制度があって、今、両方を名簿という言い方をしています。

それとは別に、個人情報をどういうふうを集めるかであるとか、先ほどおっしゃったように連絡先とかをどうやって確認するかとか、あとは避難の計画をどうやって立てていくかといったところでご本人の了解を得ながら、また場合によっては名簿をじゃあ地域にどうやって公開していくかということも含めながら、現在、作業中です。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 磯部です。私が障害者団体として東日本に行ったときは、陸前高田の障害者手帳の全件調査をやらせていただいて、訪問したんですよ。そのときには、ほとんどの方が要援護者名簿に登録してほしいと言う。一応アンケートで聞くんですね、災害のときどこにいましたか、まちのスピーカー聞こえましたかといって。今後の対策として、要援護者名簿に載せますか、というと、ほとんどの方が載せてくださいというような感じで、やっぱり訪問していくと、話をしていくとそんな感じがあったので、そういう方法も有効なのかなというふうに思ったのと、熊本では、障害者団体というのは民間なので、民間に対して情報提供するのはなかなか難しいということで、一応、相談支援事業所の連絡会というのがあって、そこに要援護者名簿を提供して、それに基づいて我々はまだ熊本でも調査したのですけれども、そういった機関をきちっと位置づけをしてやられると、非常時何かあったときに、せっかくつくった名簿を活用して安否確認ができるのかなというふうに思うので、そこら辺をまた、行政とも話をしていきながら、一つの流れをつくったほうがいいのかというふうには感じています。

【会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがですか。後藤委員、お願いします。

【委員】 民生・児童委員の後藤です。私が民生委員になった8年前のときには、災害者1人も見逃さないという名簿は実在していたと思ったんですね。これに基づいて、会長からこの方を見に行ってくださいというのがあって、災害時ではないけれど3カ月に1回ぐらいはその方のところへ行って安否確認はしていたんですね。で、そのうちそういうものもなくなったと聞いて、もうそれはいいですよという話は聞いていたんですよ。だから、それはまだ続いているのか、その名簿自体はもうつくっていないとは聞いていたんですけど、どうなっているんでしょうね。

【会長】 もしわかれば教えてください。

【委員】 民生委員として……。

【委員】 はい、見に行ってくださいと言っていました。それは多分、ご本人が申請をして市のほうで把握をして、その人以外は……。

【委員】 回れない、個人情報があるから。

【委員】 はい。

【主査】 災害時要援護者名簿の情報を各地区の民生委員の方々にお配りして、というのは、私も聞いておりますが、それが今でも続いているのか、いつの時点からなくなったかは私のところにも情報が来ていない状況で、そこは今、お答えすることはできないのですけれども、当時は確かに名簿を渡したという

ことは聞いております。

【会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。磯部委員、お願いします。

【委員】 後藤さんのお話もあって、部会でも多分、いろいろな年によって物事が行ったり来たりする部分もあるので、また部会でもそういった情報を、障害を中心にしつつも高齢のことも含めて、何か現状のほうを防災防犯課とも連携しながら集めていって、情報発信できるようになるのが部会としての役割なのかなと思いますので、今日の話を受けて、そんな感じがしましたので、また皆さんに協力していただいて、やっていきたいなと思いますので、ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。よろしいですか。では、すみよいまちづくり部会の報告をこれで終えさせていただきます。

時間が迷うところですが、その他が意外とたくさんあるらしいのです。では、一度休憩に入らせていただきます。

( 休 憩 )

【会長】 それでは再開させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

その他事項なのですが、事務局からあると思いますので、よろしく申し上げます。

【障害福祉課長】 市のほうからご報告が何点かございます。

去る8月28日に都内の全区市町村の自立支援協議会の委員の方々が集まったの交流会が開催されました。そちらのほうに村山会長に参加いただきまして、いろいろと聞いてきていただいたことがあります。せっかくですので、会長からそのときのご報告をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

【会長】 はい。村山です。今、お話あったとおり、都内の全ての自治体の自立支援協議会の委員が集まる交流会に参加してまいりました。私自身が委員が初めてなので、正直様子を見に行っただけというのがもともとの動機だったのですが、それぞれの部会に分かれてかなり密に意見交換させられる場だったので、その中でそれぞれの自立支援協議会の進め方とか、あとはそれぞれどんなふうに行っているのかということも部分的には聞いてまいりまして、私自身は大変刺激を受けて帰ってまいりました。

特に印象的だったのが、どちらかというと課題が、自立支援協議会の側から市なり議会なりに上がっていくというやり方をしているところが多いかなという印象を私自身は持ちました。例えば、計画の評価、検証であり、次の計画を制作するであっても、特に例えば、先ほどまさに災害の話題がありましたけれ

ども、それぞれの自治体ごとにやはり地域の特性がありますから、その中で市が把握し切れないような情報なり、課題意識を自立支援協議会がどのように情報提供あるいは情報提示をしていくかということが、特にそれぞれの自治体でよく考えられていたこと。

あとは、これも休憩前の議題に上がったのですが、氷川台自治会のことをほかの自治体の方、結構知っていて、それ知ってるよとって、私が東久留米の委員なんですけれど、と言いながら、そういうこともあるぐらい、やはり、それぞれ自治体をまたいで、自立支援協議会の交流、あるいは情報交換もかなり重要だなということは強く感じた次第です。

もちろん、それぞれの自治体のあり方、役割があるとはいえ、どちらかという地域課題をどれだけ具体的に共有していくかということと、まさに前に部会の報告で出たような、協議した内容をどういうふうに具体化していくかというあたりは、引き続きこの市の自立支援協議会の課題かなというふうに感じた次第です。

済みません、資料でも用意すればよかったんですが、私からの報告は以上になります。

**【障害福祉課長】** ありがとうございます。続きまして、毎年度実施しております、東久留米市地域自立支援協議会のほうで行っております、研修会についてご説明いたします。

**【管理係長】** お手元の資料の「子どもの偏食勉強会」というチラシをごらんください。前回、この研修会についてご了解いただいたところでございますが、正式に講師の先生が決まりまして、地域ケアサポート研究所の白鳥先生に来ていただき、偏食についての勉強会を開催させていただきたいと思っています。

中身については、偏食というのはただ単にお子さんのこだわりや好き嫌いというふうに捉えられることも多いのですが、実はその中に発達障害にかかわるようなこだわりであったり、口の感覚の過敏さからくるものであったり、ただ単に好き嫌いやお母さんのかかわりということでないケースもあるんだという切り口から、発達障害など育ちが気になるお子さんをお持ちの親御さんを対象にした勉強会のほうを開催したいと思っています。

日時は12月6日木曜日9時半から2時間ということで、市役所1階市民プラザホール、費用は無料で定員100名ということで、予定しております。

私のほうからは以上です。

**【会長】** はい、ありがとうございます。

**【障害福祉課長】** 本研修会につきましては、ホームページはもちろん、広

報でもお知らせしていく予定でございます。直接障害というようなのはなかなかこの中には文言として出てきませんが、そういった方、悩んでおられる方なんかいましたら、ぜひこちらに参加いただいて、いろいろな情報共有もしくは、もしかするとお隣に座った方とかかわりの中からいろいろな可能性もあるのかなと思ってございますので、参加のほうをご協力お願い申し上げたいと思います。

続きまして、昨今、国、そして都道府県、また私ども市町村も含めて問題になっているところについて、当市の状況をお話し申し上げたいと思います。

この自立支援協議会におきましても、ハローワーク三鷹より山本委員にご参加いただいておりますが、就労の関係で雇用の問題が今、全国的に取り上げられています。そういった中で、この協議会においてまず東久留米市のご報告をさせていただきたいと思います。

雇用率に関して、さまざまな不適切なことがあって問題になっている中で、議会でも担当課長のほうからも話ございましたが、当市におきましては、ルール上の2.5%というのを上回る2.67パーセントです。1つの目安としての2.5%、これを上回っているということはございますが、また今後も雇用に関して担当課とともに私ども障害福祉課のほうでも、こちらの委員からのご意見も踏まえながら、働きかけをしてみたいというふうに考えています。

一応、当市の雇用状況ということで、発表されている内容のものですが、まずお知らせいたします。

【会長】 もし、山本委員から何か情報なりご発言がありましたら一言いただけますか。

【委員】 特にないです。

【会長】 磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。課長がおっしゃったように、東久留米市役所ではということでクリアしているということだと思うのですね。あとは、打ち合わせのときにお願ひしたのが、障害別ってどうなのかというところで、特に知的や精神の人たちがやっぱり雇用されている状況がもしあれば、そこがほんとうに雇用につながっていくきっかけにもなるので、ぜひそこら辺ももしわかる範囲で、ということでお願ひしたのですが、そこら辺はどうでしょうか。

【障害福祉課長】 市の中においての人数といたしましては、その2.67%から算出される数字として19.5人という人数が出ております。ただ、磯部委員からございました、障害種別というところまでは明らかにはしてはいただけなかったということですので、その点ご容赦いただきたいかなと思ってございます。基本的には身体障害者の方が多いということで伺っています。以上です。

【会長】 はい、よろしいですか。

【委員】 磯部です。ぜひ知的・精神の方たちの雇用に向けて頑張っていたけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

【会長】 ということで、よろしくお願いします。今の件についてご発言ある委員いらっしゃいましたらお知らせください。高原委員、お願いします。

【委員】 2.67%ということでしたけれども、実際その従事されている仕事の種類といいますか、そういったものですか、雇用形態とか、これはもしわかればですけども、教えていただければと思います。

【地域支援係長】 障害をお持ちの方、と特に分け隔てなく一般事務で採用しています。それと、この制度自体がそもそもご本人の申告制なので、手帳を持っていても、職員課に申告されていない方もいらっしゃるの、精神障害、知的障害の方を採用していないわけではなくて、申告されていない方もいるかもしれないというのだけ、ご承知おきいただければなというふうに思っております。以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 関連してご発言おありの委員、いらっしゃいますか。お願いします。

【委員】 磯部です。うちは社会福祉法人なのですが、同じ、一緒にやっている運動団体のところでは、人数的に障害者雇用をしなければならぬ職員配置になっているということで、これは中央官庁だけの話ではなくて、やっぱり社会福祉法人にとっても障害者雇用をどうするのかというのを考えなきゃいけないんだなというのを改めて、今回の問題で感じました。

そこのところはまだうちのほうが職員数とか出していないので、そこはまたもしハローワークで聞けば、うちが該当するかどうかというのはわかるのかな。

【委員】 ハローワーク三鷹、山本です。民間の雇用率に関してはハローワークのほうで集約していますが、自治体、地方公共団体は労働局、府省庁は厚労省が行っていますので、全て直接ハローワークということではないかなと思うのですが。

【委員】 実際に支援している利用者が職員になるって、なかなかやっぱり、ほかの利用者との関係もあるので、そこの知り合いの法人では、納付金として月5万を払っているというような話をしていましたので、すごいなと思って聞いていましたが、そういうことも含めて障害のある人の雇用の保障というのはほんとうに真剣に考えなきゃいけないんだなというのを改めて思いました。以上です。

【会長】 この件よろしいでしょうか。ではお願いします。

【障害福祉課長】 次に移らせていただきます。

自立支援協議会の中でも前計画の評価をしていく中でも毎年話題になっているところの、福祉人材の件です。この件につきまして、今年度9月20日に「しごとフェア」というのを市の市民プラザのほうで開催いたしました。市内の事業所の方にご参加をいただき開催したものです。この点、有馬委員から何かご報告いただければと思うのですが。

【委員】 福祉課担当の方からご報告いただいた人数だと11事業所が参加して、平日の1時から5時まで市民プラザで開催しました。おみえになった方で実際その中のブースまで来てお話を聞いた方は19人というふうに聞いています。けれど、市の福祉課が30部資料を用意していただいたのは全部なくなったので、来ていただいた方はもうちょっといたのだと思うのですが、実際、各事業所のブースに来てお話を聞いたという方はとても少なかったです。最初、磯部さんに講演を10分ぐらいしていただいたのですが、それを聞いてすぐ帰られた方とかもいらっしゃいました。

なので、なかなか各ブースまでは、というところには至らなかったのですが、反省会をやったところ、1事業所のところで1人採用まで至ったというところで、結果はゼロではなかったというので、よかったなと思っています。あとほかの事業所でもコンタクトはつけて、今後少しボランティアとかいうのとかかわりは持てるかなというところにもつながったかなと思っています。

やっぱり最初はほんとうに閑散としている会場で、何か寂しい結果だったなというところだったので、今日ちょっと午前中別の会議で、マンパワーって人材派遣をやっているところの方とお話する機会があって、そこで19人だったんですと言ったら、今のご時世19人は立派ですよって言われたので、よかったのかなって。初めて、ほんとうに第1回で、やる開催時期とか開催時間とか、どうしようかというところで試行錯誤しながらやっていた中で、各事業所が正規職員を募集しているところとパートを募集しているところとか、時間帯も昼間の仕事だったり夕方だったり夜勤だったりとか、全部がばらばらだったなという反省もあったので、次回いろいろ反省を踏まえて、次回もやっていたらいいかなと思っています。第1回はほんとうに障害福祉課の協力があってできたことはありがたかったと思っています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。後援団体にハローワーク三鷹と東久留米市社会福祉協議会が入っているのですが、もしご発言ありましたらお願いします。

【委員】 社会福祉協議会の大櫛です。私も1日、見学させていただいたところでした。規模としては東京都の社会福祉協議会などでも、地域別、市、2

市、3市などでまとめて就職フェアというふうなのをやったりするのもございますが、やっぱりちょっと、年間を通しての計画での実施となります。そうすることによって、非常に広く、特に若者などに情報が行き渡るといふふうなのも、今後の一つ、取り組める方法ではないかなというふうに感じたところもございました。

また逆に、この市の中で行うことで、正職員で毎日のようにではなくても、週に2日、3日でもパートで少しお手伝いできるような、そういった子育てが終わったような女性の方、男性の方も含めてですけど、そういった方の参加がこういう市の身近なところで行うよさでもあったのかなというところを、逆に今回発見できたところもありました。

有馬さんがおっしゃったように、今回のことはまず1回実施したということがまず大事な一歩だと思いますので、この反省を生かしながら来年度にもつなげていけるということをもた、うち、社協のほうもかかわりながら進めていければと思っております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。この件に関してご発言おありの委員、いらっしゃいますか。

では続けて、お願いいたします。

【障害福祉課長】 続きまして、昨年9月に、東久留米市では雇用促進セミナーといたしまして、市内の企業の方を募り、障害者の雇用に関するセミナーを実施いたしました。ハローワークさんにもご協力いただき、いろいろと勉強をさせていただきました。

今年は、実際に障害者が雇用されている現場を見に行くということで、障害者雇用企業見学会というのを10月12日に実施いたしました。市内の事業所でセイコー物流さんというのがございまして、この東村山営業所に実際伺いまして、障害者の働く姿を見ていただくとともに、企業として継続して雇用していくための職場環境や雇用管理などの工夫、支援などについて理解を深めていただきたいということ。具体的に障害者雇用についてのイメージをつくっていただきたいということで、就労支援室あおぞら、そして就労支援室さいわいが中心になって実施いたしました。

【地域支援係長】 10月12日は4団体さんにご参加いただきました。当日はまず雇用に至るまでの話を企業の方からしていただき、次に実際に雇用の現場を見せていただきました。あとはハローワークの出前講座も1つご準備いたしまして、発達障害とのかかわり方についてという講座だったので、実際にこういうことに気をつけて雇用してみようかというような話をハローワークの方からいただき、という会になりました。

実際、民間企業の方でも、まさに磯部委員がおっしゃったように納付金を今、払いながら、ただどなたかいい方がいれば障害者雇用をしたいという企業さんも東久留米市内にいらっしゃいますので、そういったところが実際に障害者雇用につなげていけるように、市と就労支援室と協力しながら、支援を行っていただければなという思いで開催しております。来年度も何かできればなというふうに思っておりますので、こういった協議会の中でもご意見あればおっしゃっていただければと思います。以上でございます。

【会長】 この件に関してご発言おありの委員がいらっしゃいましたらお知らせください。高原委員、お願いします。

【委員】 高原ですけれども、私どもの事業所も2人で参加しまして、見せていただいたのですけれども、その物流ということで、コンビニなんか品物を選んで運んでおろすという部分で、品物を選別する作業をされてはいたけれども、環境がなかなかちょっと、冷蔵庫というふうに言われておりましたけれども、冷房がかなりきいているところの中で1人で作業をされるということで、その方も発達障害の方でしたけれども、非常にまじめにやられるということで、会社のほうではかなり評価が高くて、一般の方よりもまじめにやられるくらいだということで、評価がありましたけれども、反面、ひとり仕事ですものですから、周りとのコミュニケーションがない中で頑張っておられるということで、そういう方を上司の方ですとか会社で支えながら、やっぱり大事にしてやっていきたいという姿勢が非常に強く感じられまして、そういう点では、現場を見せていただいて、大変勉強になって、いい試みといいますかいい催しだったなというふうに思っております。

いろいろ、こちらが支援をする上での課題といいますか、支援者をご本人をよく知っていて、こういう場合にはこういうふうに本人とのコミュニケーションをとったほうがいいですとか、アドバイスをされると、会社のほうとしても非常にありがたいというふうにおっしゃってしまして、大事なところかなというふうに思いました。

【会長】 ありがとうございます。武藤委員、お願いします。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤です。他市の自立支援協議会の場合、そういった雇用を検討してたりとかハローワークさんと連携をして、インターンシップという形で自立支援協議会等が間に入って、そのセットアップを行っております。協力企業と、あとは就労移行支援事業所とか、学校は学校独自でも教育課程の中で現場実習というのがありますが、既卒の方対象に、いきなり雇用となると、トライアル雇用という制度とかもあります、企業さんだとなかなかハードルが高いので、インターンシップという形で何か、自立支援協議会も

関わりながら企業さんのリスクが減るような形で、かつ働いたときにスムーズに定着できるように私もよく現場に入って、それぞれの生徒さんと企業さんの人数とマッチアップをするのですが、やっぱりなかなか、1つだけのフォーマットだけではいけないので、この会社のこの仕事の中でこの彼の適正でこういうやり方で、ということ調整する役がどうしても必要になってきます。1回雇用が始まってしまえばある程度流れるのですけれども、その企業さんの中でそういうコーディネーターみたいな方が育つまでは、どこか知っている方が間に入って調整していくと進んでいくという形になるので、もしそういう制度とかが今後あればいいかなというところで、他市さんはそれでやっているケースもありました。

【会長】 多分、検討課題になるのだらうと思いますけれどね。そのほかいかがでしょうか。

【障害福祉課長】 まさに昨日だったのですけれども、放課後等デイサービスを利用されている方々のほうでハロウィーンパレードというのを実施されました。5つの団体の方が集まって市庁舎を出発し、駅のほうまで練り歩くというような形で、地域での生活を仮装し楽しみながらわいわいやったというような事業です。詳細を有馬委員にお願いしたいのですけれど。

【委員】 有馬です。市内の5つの放課後等デイサービスの事業所が実行委員会をつくって、計画をしてやっています。今年で6回目ぐらいになります。市長も来てくださって、毎年ほんとうに楽しくやっています。6回目なので、年々地域の方々が、ハロウィーン自体も周知しているし、毎年この障害児のみんなが歩くというのを大分周知してくださって、私も毎年いつも歩いているのですけれど、すごく何かそういう気が、今年特に感じて、子供たちがチラシ、こういう団体でこういうハロウィーンパレードをしていますというのを、あめを1つつけたチラシを子供たちが配るんですけれど、それも、前は結構拒否というかが多かったのですけれど、今年ほんとうに皆さん、気持ちよく受け取ってくださって、歩いていた子供たちもすごく楽しそうにしていましたし、年中行事になっていて、励みになる行事で、障害福祉課が後援してくださるので、毎年できてありがたいことだと思っています。来年も楽しみたいと思っています。

【会長】 ありがとうございます。関連してご発言おありの委員、いらっしゃいますか。

では続きをお願いします。

【障害福祉課長】 平成31年度に東久留米市が会場になるのですが、「歯ッピー大会」というのが行われます。保健所が主催の事業で、市内の通所事業所

の方々にご協力いただきながら、きちっと歯磨きを行い、口腔の衛生を保つといった試みに対して市長や保健所長などが表彰するというような事業です。今年度は11月15日に西東京市で開催される予定で、その状況を見てまいりたいと思っています。東久留米市は来年度、時期はまだ未定ですが、実施いたします。その折にはぜひご協力いただきたいと思います。何かあればお問い合わせいただければ、都度都度お答えさせていただきたいと思います。

【会長】 今のご説明に対してご質問等、あるいはご意見、あるいは情報をお持ちの委員がいらっしゃいましたらご発言ください。よろしいですか。

ではお願いします。

【障害福祉課長】 最後になります。本年10月1日より東京都のほうで、差別解消条例、正確な名前としましては、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」というものが、施行されたところです。この協議会でも差別解消法のと看、あるいは啓発事業の際に、ご協議いただいたと思いますが、このたびこういう条例が施行されたというところでございます。内容について、磯部委員のほうでちょっとかみ砕いて説明していただけると助かるのですが。

【委員】 東京都が条例をつくった経過としては、やっぱり今度あるオリンピックに向けてということで聞いております。一応、これまで事業所については、努力義務ということだったのですけれども、今回の条例に関しては、合理的配慮や差別解消についてはもう義務としてやらなければいけないということで、少し国の法律よりは厳しくなっている状況にはあります。ただ、まだそれによって、じゃあ東京都内の全事業所にこの差別解消条例についての説明会というのは持たれていないので、どこまで周知できるかというのは大きな課題にはなっているのですけれども、あとは窓口になる窓口要員としては人数が4人という配置しかないので、これだけの都市で4人ではちょっと少ないのではないかなというふうな議論もされています。

いずれにしても、障害のある人たちが差別されないようにというよりは、障害のある人たちの理解を進めていくための条例ではあると思いますので、一つのきっかけとしてオリンピックやパラリンピックがあると思いますが、この機会に広げていきたいというふうには思っているし、個人的には、都内では八王子ともう一つぐらいかな、自治体で条例を持っているところがあるのですけれども、東京都の条例だとやっぱり範囲が広過ぎますので、できれば東久留米でも差別解消条例みたいなものをつくって、周知できたらいいなというふうには思っています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。関連してご発言おありの委員がいらっしゃ

やいましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

【管理係長】 磯部部長より、まちづくり部会の報告の中でありました、氷川台自治会の訓練についてご報告させていただきます。

先日、正確な情報が入りまして、日時としては11月18日日曜日9時から12時というところで予定されております。場所は実際に避難の訓練も行いますので、自治体全域になるのですけれども、その本部が立ち上がるのが氷川台会館という場所になります。線路沿いの坂を行っていただいて、途中で少し右に入るような場所になるのですけれども、そちらのほうで9時から訓練が開始されるということで、まちづくり部会以外の方でも視察に行ってみたいという方いらっしゃいましたら、当日でも構いませんし、ちょっと行き方わからないということであれば、私のほうは当日行く予定になっていますので、一緒に現地に行けるように調整したいと思いますので、ご連絡のほうをしていただけたらと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。ご関心のおありの委員におかれましては、事務局へご連絡ください。市から用意されているその他事項は以上だそうですが、委員のほうから何かございましたら。磯部委員、お願いします。

【委員】 事前の打ち合わせの中で、今、障害者総合支援法では、65歳になると介護保険の優先原則を利用しなさいみたいな話になっているのですが、今、岡山のほうでも浅田裁判ということで、65歳になっても使いなれたサービスを使っていきたい、サービスの継続をしてほしいということで、今、裁判をしています。地裁では勝訴したのですが、市のほうが高裁ということで争っている状況にあります。

うちの利用者はまだ65歳になっている方はいないのですが、ちょうど私の同じ歳の利用者もいますし、今後やっぱりこの、65歳になったら介護保険が優先になるということで、そこはやっぱり、本人、障害のある人の要望を受けて選択ができるようにしてほしいなという話を、ちょっとさせていただいたのですが、その際、支給決定について東京都のほうの厳しい審査があるので、なかなかやっぱり厳しいというふうな話もあり、人数が少ない場合にはいいんだけど、増えてくると市の予算が、というところで話がありました。

うちも団体がありましてそこにちょっと確認をしたところ、まだそういうところは東京都が支給について65歳については取り消すというような事例はないというような話とかあったので、府中市などでも、重度障害の作業所で80歳の方、まだ福祉サービスを受けられて、生活介護のほうをやっているという話もあり、やっぱり65歳問題がただ単に年齢で区切るのではなくて、やっぱりその人のやりがいも含めて、選択ができるようにしてほしいなと思いますの

で、もしそういう動きがあるようでしたら、私たちも声を上げて、東京都や国に働きかけなきゃいけないし、できるならば東久留米も人権を大事にするという視点で65歳問題については、ほんとうに当事者の気持ちを酌んで取り組んでいただきたいなというふうに思っていますので、そのところは、我々も勉強していきますし、運動もしていきますので、ぜひこの自立支援協議会の中でも皆さんの意見を聞かせてもらいながら、情報共有していきたいと思っています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。関連してご発言おありの委員、いらっしゃいますか。

ではその他でご発言おありの委員、いらっしゃいますでしょうか。

どうもありがとうございます。事務局から何かありますか。

【地域支援係長】 今年度最後になります第4回地域自立支援協議会の日程です。以前よりご案内していたとおり、1月30日が今年度の最後になりまして、こちら、通年どおり市民参加型を予定しております。時間は18時より、1階の市民プラザで行う予定となっておりますので、皆様、スケジュールの確保をお願いいたします。以上になります。

【会長】 ありがとうございます。ではこれで第3回の東久留米市地域自立支援協議会を閉じさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

— 了 —